

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全 体	16人	49.5歳	339,362円	365,734円	—	—	—	—
学校給食	5人	52.2歳	363,200円	368,480円	調理師	40.4歳	242,100円	1.5
用務員	8人	47.0歳	325,587円	355,166円	用務員	53.9歳	227,200円	1.5
運転手	3人	51.8歳	336,366円	389,338円	自家用乗用自動車運転手	52.8歳	250,300円	1.5

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成16年～平成18年3年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上
全 体						2	2	1	3	5	3	
学校給食									2	3		
用務員						2	1	1	1	2	1	
運転手							1				2	

(3) その他給与に関する事項

(ア) 給料表

行政職給料表(二)を基準として、独自の給料表を作成

(イ) 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
防疫等作業手当	感染症等の病原体の付着した物件の処理作業に従事したとき	日 額 300円
死体取扱作業手当	警察職員が行う検死等の補助作業に従事したとき	1 体 1,000円
精神障害者護送手当	精神障害者の護送業務に従事したとき	日 額 300円

(ウ) 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号級(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、平成8年3月の最上町行財政改革大綱に基づき、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行っておりません、今後も継続していくこととします。

給与面に関しては、国、県、近隣町村の動向を注視し、適宜改正等を行いその実態についても町民に公表していく。

3 具体的な取組内容

平成16年度には、病院給食業務の民間委託を行い、また学校給食と保育所給食の外部搬入の特認により統合も実施しております。

技能労務職に係る特殊勤務手当である運転手当はすでに廃止しております。

平成20年度から勤務評定をより一層活用し、勤務成績が劣る職員については、昇給に反映させることとする。

4 その他

技能労務職は退職者不補充職種であるため、職員数は平成9年の28人から、平成19年には16人、5年後には13人となる見込です、今後も可能な業務に関しては、順次民間委託を推進して行くこととします。

また、技能労務職員を特別選考により事務職への任用職種変更を行い、これにより、技能労務職員の早期の定数削減を図ることを検討します。